

総合規制改革会議の答申の概要

平成13年12月11日に総合規制改革会議から答申のあった「規制改革の推進に関する第1次答申」では、規制改革を進めるべき分野を、重点的に検討を行う「生活者向けサービス分野（社会的分野）」（重点6分野）と「その他の分野（経済的分野）」にわけ、それぞれの分野ごとに問題意識、改革の方向、具体的対策が示された。

重点6分野（医療、福祉・保育等、人材（労働）、教育、環境、都市再生）の環境分野では、さらに土壌保全対策、地球温暖化問題、都市のヒートアイランド現象、人と自然との共生、廃棄物・リサイクル問題、環境アセスメントの6課題があり、「人と自然の共生」については以下のように記述されている。

問題意識

我が国は、国土面積の割には豊かな生物相を誇り、固有種の比率が高い。しかしながら今日、身近な動植物までが絶滅が危惧される種としてリストアップされる事態となっている。これは、経済成長による生活水準の向上が実現された一方、人の営みの場（里地、里山、沿岸、浅海域など）における開発や生産形態、生活様式の変化が起こったことによるところが大きい。（外来種問題（略））

改革の方向

自然再生型の公共事業が計画されるなど「人と自然の共生」を目的とした政策が実施されつつあるが、急速に進行しつつある生物多様性の喪失、衰退のトレンドを止めるには至っていない。

現行の生物多様性国家戦略は、関心や理解を高め、多様な取組を促す上で一定の役割を果たしているが、施策の統合や連携の点で十分ではない等の問題点があり、理念や目標などに関してその実効性を高めていく必要がある。

現行の戦略を「人と自然との共生」を図るためのトータルプランとして内容の充実を図るとともに、さらに、その実施を推進するため、関係省庁の連携体制の一層の強化を図る必要がある。（外来種対策（略））

具体的対策

ア「人と自然との共生」を図るための国家戦略の策定【平成13年度中に措置】

- 1) 奥山的自然地域を広くカバーしている自然公園を国土における生物多様性保全の屋台骨として積極的に活用する。
- 2) 森林
- 3) 里地里山・・・8) 外来種まで（略）

イ「人と自然との共生」を図るための国家戦略の実現のための措置

(ア) フォローアップ及び評価（略）

(イ) 自然公園法改正法案の提出【次期通常国会で措置】

自然公園を生物多様性保全の屋台骨として積極的に活用するために、従来の風景保護に加え、生態系の保全と野生生物保護の機能を自然公園法に位置付けるべきである。

(ウ) 外来種対策（略）